

あいご ヘルパーステーション
第1号訪問事業 訪問型サービス
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社A I G Oが設置するあいご ヘルパーステーション(以下「事業所」という。)において実施する岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱案における第1号訪問事業 訪問型サービス(以下、「訪問型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその者の居宅において、要支援者・事業対象者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 あいご ヘルパーステーション
- 2 所在地 岐阜市古市場189-9

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
(同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務できる)
管理者は、事業所の従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 実務者研修修了者 1名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 4名(管理者・サービス提供責任者と兼務を含む)
ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月31日から1月3日 まで休業とする。
- 2 営業時間 午前8時から午後5時までとする
- 3 サービス提供時間 午前8時から午後5時までとする
緊急性のある場合はこれに限らず対応できる体制とする。
- 4 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の割合の額とする。

○指定訪問型サービス

- 1 身体介助
 - 2 生活援助
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから片道1 km毎に50円を徴収する。
- 3 サービスを提供する際に、買い物支援などで自動車を使用する際には、1 km毎に20円を徴収する。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書の署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告した上で指示を受け対応する。

(苦情処理)

第8条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、岐阜市長良川以北、本巣市、北方町の区域とする。

※岐阜市長良川以北では長良、長良西、長良東、島、鷺山、則武、常盤、木田、早田、網代、城西、黒野、方県、七郷、西郷、岩野田 地区とする

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 2 研修 月1回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社A I G Oこと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から実施する。